

ユニー株式会社に対する勧告について

平成16年12月9日
公正取引委員会

公正取引委員会は、ユニー株式会社（以下「ユニー」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、本日、ユニーに対し、同法第19条（百貨店業における特定の不公正な取引方法第4項及び第6項並びに不公正な取引方法第14項〔優越的地位の濫用〕第2号に該当）の規定に違反するものとして、同法第48条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり勧告を行った（別添勧告書参照）。

（注） 「百貨店業」とは、売場面積3,000平方メートル（特別区及び政令指定都市以外の市町村においては1,500平方メートル）以上の店舗において消費者が日常使用する多種類の商品の小売を行う事業をいう。

1 関係人

名 称	ユニー株式会社
所 在 地	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
代 表 者	代表取締役 佐々木 孝 治
事業の概要	総合量販店（取扱品目：食料品，衣料品，住居関連品等）

2 違反行為の概要

- (1) ユニーは、「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセール及び「火曜特売」と称するセールに際し、その取引上の地位が自社に対して劣っている自社と継続的な取引関係にある青果物の仲卸業者に対し、前記セールの用に供する青果物について、前記仲卸業者の仕入価格を下回る価格で納入するよう一方的に指示する等して、その青果物と等級、産地等からみて同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって納入させている。
- (2) ユニーは、自社の店舗の新規オープン時及び改装オープン時のセール並びに「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセールに際し、その取引上の地位が自社に対して劣っている自社と継続的な取引関係にある食料品、衣料品、住居関連品等の納入業者に対し、自社の販売業務のための商品の陳列、補充、顧客が購入した商品の袋詰め等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させている。
- (3) ユニーは、棚卸しに際し、納入取引関係を利用して、前記納入業者に対し、自社の棚卸しのための作業を行わせるために、その従業員等を派遣させていた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所第三審査課 電話 052-961-9468（直通） ホームページ http://www.jftc.go.jp

3 排除措置の概要

- (1) ユニーは、前記2(1)及び(2)の行為を取りやめること。
- (2) ユニーは、前記2(3)の行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議すること。
- (3) ユニーは、前記3(1)及び(2)に基づいて採った措置及び今後、前記2の行為と同様の行為を行わない旨を前記仲卸業者及び前記納入業者に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底すること。
- (4) ユニーは、今後、前記2の行為と同様の行為を行わないこと。
- (5) ユニーは、今後、前記2の行為と同様の行為を行うことがないよう、独占禁止法の遵守に関しての行動指針を作成し、当該行動指針に基づく仕入担当者に対する独占禁止法に関する研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じること。

4 勧告諾否の期限

平成16年12月20日

(勧告を応諾したときは、勧告と同趣旨の審決を行い、応諾しないときは、審判手続を開始することとなる。)

参 考

1 従業員等の派遣の規模

作業内容	従業員等の派遣
陳列等作業（平成15年8月から平成16年7月末日）	少なくとも延べ37,131人
棚卸し作業（平成15年8月及び平成16年2月）	少なくとも延べ3,112人

2 最近の類似事例（納入業者等に対する優越的地位の濫用行為）

審決年月日 （勧告年月日）	件 名	内 容
平成16年4月14日 （平成16年3月25日）	平成16年（勧）第2号 株式会社ポスフルに対する件	取引上の地位が自己に対して劣っている衣料服飾品納入業者に対し、当該納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず、あらかじめ合意した納入価格等により納入された衣料服飾品の代金から一定の金額を差し引いた額を当該衣料服飾品の代金として支払っていた。
平成16年4月15日 （平成16年3月26日）	平成16年（勧）第3号 株式会社山陽マルナカに対する件	取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し、商品を購入した後にその納入価格を値引きさせ、商品を返品するとともに、自己の販売業務のためにその従業員等を派遣させて使用するなどしていた。
平成16年11月11日 （平成16年10月22日）	平成16年（勧）第30号 株式会社ミスターマックスに対する件	納入業者に対し、 決算等に際し、あらかじめ合意した負担額を超える額の金銭等を提供させている。 過剰在庫の整理に際し、買取りを条件として納入された商品について、当該納入業者が負うべき責任がないにもかかわらず、商品の全部又は一部を返品している。 自社の店舗の新規開店・改装・閉店に際し、自社の販売業務のための作業を行わせるために、その従業員等を派遣させている。
平成16年11月18日 （平成16年10月28日）	平成16年（勧）第31号 カラカミ観光株式会社に対する件	あらかじめ納入業者等ごとに、 当該ホテルで使用できる宿泊券の購入を要請する枚数を設定し、文書で購入を要請

		<p>し、購入申込みが無いなどの場合には購入するよう重ねて要請する等の方法により、宿泊券を購入させている。</p> <p>参加費用を徴収して開催する宿泊を伴う宴会への参加を要請する人数を設定するなどして、文書で参加を要請し、参加の申込みが無いなどの場合には、参加するよう重ねて要請することにより、宿泊を伴う宴会に参加させている。</p>
平成16年12月6日 (平成16年11月11日)	平成16年(勤)第32号 コーナン商事株式会社に対する件	<p>納入業者に対し、</p> <p>納入取引関係を利用して、決算に向けた粗利益を確保するため、事業年度の下半期に企画するセールへの協力を名目として、店舗の粗利益を確保するため、自社の本店から遠隔の地域において、近隣に有力な競争事業者が存在する特定の店舗の新規オープンに際し、事前に算出根拠、用途等について明確にすることなく金銭を提供させている。</p> <p>自社の店舗の新規オープン及び改装オープンに際し、自社の販売業務のための商品の陳列、補充等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させている。</p>

3 参照条文

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(抄)

(昭和二十二年四月十四日法律第五十四号)

〔定義〕

第二条

9 この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

〔違反者に対する措置の勧告、勧告審決〕

第四十八条 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕、第六条〔特定

の国際的協定又は契約の禁止〕、第八条〔事業者団体の禁止行為〕、第九条第一項、第二項、第五項若しくは第六項、第十条、第十一条第一項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条又は第十九条〔不公正な取引方法の禁止〕の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしているもの（当該違反行為が第八条に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。）に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条第一項又は第十九条の規定に違反する行為が既になくなっていると認める場合において、特に必要があると認めるときは、当該違反行為を行つたもの（当該違反行為が第八条第一項に係るものであるときは、当該事業者団体の役員及び管理人並びにその構成事業者を含む。）に対し、適当な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 3 前二項の規定による勧告を受けたものは、遅滞なく公正取引委員会に対し、当該勧告を応諾するかしないかを通知しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による勧告を受けたものが当該勧告を応諾したときは、公正取引委員会は、審判手続を経ないで当該勧告と同趣旨の審決をすることができる。

百貨店業における特定の不公正な取引方法（抄）

（昭和二十九年十二月二十一日公正取引委員会告示第七号）

四 百貨店業者が、特売、廉売等の用に供する特定の商品を、その商品と同種の商品の一般の小売価格に比べて著しく低い価格をもつて、当該納入業者に納入させること。

六 百貨店業者が、自己の販売業務のために、納入業者にその従業員等を派遣させて使用し、または自己が直接雇用する従業員等の人件費を納入業者に負担させること。ただし、納入業者の納入に係る商品について、通常百貨店業者の従業員のもつていない販売に関する特殊な技術または能力を有する従業員等を派遣させてその商品の販売業務に従事させることが、当該納入業者の直接の利益となる場合を含まないものとする。

備 考

一 この告示において「百貨店業」とは、左の各号の一に該当する売場面積（店舗の床面積に百分の九十五を乗じて算出した面積をいう。）を有する同一の店舗において一般消費者により日常使用される多種類の商品の小売を行う事業をいい、「百貨店業者」とは百貨店業を営む者をいう。

1 東京都（特別区に限る。）および地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル以上

2 前号に掲げる市以外の市または町村の区域内においては、千五百平方メートル以上

二 この告示において「納入業者」とは、百貨店業者が自ら販売し、または委託を受けて販売する商品を百貨店業者に納入する事業者であつて、その取引上の地位が当該百貨店業者に対して劣っているものをいう。

不公正な取引方法（抄）（昭和五十七年六月十八日公正取引委員会告示第十五号）

〔優越的地位の濫用〕

- 14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。
 - 一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。
 - 二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
 - 三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。
 - 四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。
 - 五 取引の相手方である会社に対し、当該会社の役員（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第三項の役員をいう。以下同じ。）の選任についてあらかじめ自己の指示に従わせ、又は自己の承認を受けさせること。

平成16年(勸)第34号

勸 告 書

愛知県稲沢市天池五反田町1番地

ユニー株式会社

同代表者 代表取締役 佐々木 孝 治

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第48条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

主 文

- 1 ユニー株式会社は、「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセール及び「火曜特売」と称するセールに際し、その取引上の地位が自社に対して劣っている自社と継続的な取引関係にある青果物の仲卸業者に対し、前記セールの用に供する青果物について、前記仲卸業者の仕入価格を下回る価格で納入するよう一方的に指示する等して、その青果物と等級、産地等からみて同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって納入させている行為を取りやめること。
- 2 ユニー株式会社は、自社の店舗の新規オープン時及び改装オープン時のセール並びに「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセールに際し、その取引上の地位が自社に対して劣っている自社と継続的な取引関係にある食料品、衣料品、住居関連品等の納入業者に対し、自社の販売業務のための商品の陳列、補充、顧客が購入した商品の袋詰め等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣するよう要請している行為を取りやめること。
- 3 ユニー株式会社は、棚卸しに際し、納入取引関係を利用して、前記納入業者に対し、自社の棚卸しのための作業を行わせるために、その従業員等を派遣するよう要請してい

る行為を取りやめている旨を確認することを取締役会において決議すること。

4 ユニー株式会社は、次の事項を前記仲卸業者に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底すること。この通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けること。

(1) 第1項に基づいて採った措置

(2) 今後、第1項の行為と同様の行為を行わない旨

5 ユニー株式会社は、次の事項を前記納入業者に通知するとともに、自社の従業員に周知徹底すること。この通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けること。

(1) 第2項及び第3項に基づいて採った措置

(2) 今後、第2項及び第3項の行為と同様の行為を行わない旨

6 ユニー株式会社は、今後、第1項ないし第3項の行為と同様の行為を行わないこと。

7 ユニー株式会社は、今後、第1項ないし第3項の行為と同様の行為を行うことがないように、独占禁止法の遵守に関する行動指針を作成し、当該行動指針等に基づく仕入担当者に対する独占禁止法に関する研修及び法務担当者による定期的な監査を行うために必要な措置を講じること。この措置の内容については、あらかじめ、当委員会の承認を受けること。

8 ユニー株式会社は、第1項ないし第5項及び第7項に基づいて採った措置を速やかに当委員会に報告すること。

理 由

第1 事実

1 (1) ユニー株式会社（以下「ユニー」という。）は、肩書地に本店を置き、食料品、衣料品、住居関連品等の小売業を営む、いわゆる総合量販店業者であって、平成16年9月末日現在、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、

東京都，神奈川県，新潟県，山梨県，長野県，富山県，石川県，岐阜県，静岡県，愛知県，三重県，福井県及び奈良県の区域において，「ユニー」，「アピタ」，「ジョイマート ユニー」，「ラ フーズコア」及び「ユーホーム」と称する大規模小売店舗等を 155 店舗展開しているところ，これらの店舗のうち，政令指定都市の区域内に所在する 26 店舗中 21 店舗の売場面積は 3,000 平方メートル以上であり，政令指定都市以外の区域内に所在する 129 店舗の売場面積はすべて 1,500 平方メートル以上である。

- (2) ユニーの平成 15 年 2 月 21 日から平成 16 年 2 月 20 日までの間の売上高は約 7202 億円であり，我が国の総合量販店業界において第 4 位の地位を占めている。また，ユニーは，東海・北陸地区における総合量販店業者の中で，最大手の業者である。
 - (3) ユニーと継続的な取引関係にある食料品，衣料品，住居関連品等の納入業者（以下「納入業者」という。）は，約 2,500 名であるところ，納入業者にとって，ユニーは重要な取引先であり，納入業者の多くは，ユニーとの納入取引の継続を強く望んでいる状況にある。このため，納入業者の多くは，ユニーとの納入取引を継続する上で，納入する商品の品質，納入価格等の取引条件とは別に，ユニーからの種々の要請に従わざるを得ない立場にあり，その取引上の地位はユニーに対して劣っている。
 - (4) ユニーは，大部分の店舗において，年 2 回，春と秋のそれぞれ 1 日又は 2 日間，顧客が「UCS カード」等と称するユニーのクレジットカードを使用又は提示することにより割引販売を受けられることができる「特別感謝デー」又は「特別ご招待会」と称するセール（以下「特別感謝セール」という。）を行っている。また，ユニーは，ほとんどすべての店舗において，火曜日に「火曜特売」と称する食料品を中心としたセール（以下「火曜特売セール」という。）を行っている。
 - (5) ユニーは，その販売する青果物の約 8 割を，各店舗の仕入担当者と青果物を納入する仲卸業者（以下「仲卸業者」という。）との間で商談を行い，仕入れており，その販売する青果物の約 2 割を，中京，静岡，北陸及び関東の各本部の仕入担当者と仲卸業者との間で商談を行い，仕入れている。
- 2 ユニーは，遅くとも平成 13 年ころ以降，年 2 回行われる特別感謝セール及び年間約 50 回行われる火曜特売セールに際し，一部の店舗において，売上げの増加等を図るため，当該店舗の仕入担当者から，仲卸業者に対し，前記セー

ルの用に供する青果物について、あらかじめ仲卸業者との間で納入価格について協議することなく、例えば、火曜特売セールの前日等に、チラシに掲載する大根、きゅうり、トマト等の目玉商品を連絡し、同商品について仲卸業者の仕入価格を下回る価格で納入するよう一方的に指示する等して、前記セールの用に供する青果物と等級、産地等からみて同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって通常時に比べ多量に納入するよう要請している。

これらの要請を受けた仲卸業者の多くは、ユニーとの納入取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされている。

- 3 ユニーは、遅くとも平成13年ころ以降、自社の店舗の新規オープン時及び改装オープン時のセール並びに特別感謝セールに際し、自社の販売業務のための商品の陳列、補充、顧客が購入した商品の袋詰め等の作業（以下「陳列等作業」という。）を納入業者に行わせることとし、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、納入業者との間の納入取引に影響を及ぼし得る仕入担当者から、納入業者に対し、陳列等作業を行わせるためにその従業員等の派遣を受けることを必要とする店舗、日時、人数等を連絡し、納入業者の負担で、その従業員等を派遣するよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、ユニーとの納入取引を継続して行う立場上、陳列等作業を行うためのものであるにもかかわらず、その要請に応じることを余儀なくされている。

例えば、ユニーは、平成15年8月から平成16年7月末の間に、新規オープンした6店舗、改装オープンした7店舗及び特別感謝セールを実施した延べ234店舗のすべてにおいて、陳列等作業を行わせるため、納入業者に対し、その従業員等を派遣するよう要請しており、納入業者に延べ3万7131人の従業員等を派遣させ、使用している。

- 4 (1) ユニーは、かねてから、半期ごとに実施する棚卸しに際し、自社の棚卸し業務のために、大部分の店舗において棚卸し作業を納入業者に行わせることとし、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、納入業者との間の納入取引に影響を及ぼし得る仕入担当者から、納入業者との間の納入取引関係を利用して、納入業者に対し、自社が派遣を受けることを必要とする店舗、日時、人数を連絡し、納入業者の負担で、納入業者の従業員等を派遣するよう要請している。

これらの要請を受けた納入業者の多くは、ユニーとの納入取引を継続して

行う立場上，その要請に応じることを余儀なくされている。

例えば，平成15年8月19日及び同月20日ころ並びに平成16年2月17日及び同月18日ころに行われた棚卸しに際し，ユニーは，延べ209店舗において棚卸し作業を行わせるため，納入業者に対し，その従業員等を派遣するよう要請しており，納入業者に延べ3,112人の従業員等を派遣させ，使用している。

- (2) 平成16年7月21日，本件について，当委員会が独占禁止法の規定に基づき審査を開始したところ，ユニーは，棚卸し作業を納入業者に行わせることを取りやめることとし，平成16年8月17日及び同月18日ころに行った棚卸しに際し，納入業者に対する従業員等の派遣要請を行っていない。

第2 法令の適用

前記第1の1ないし3の事実によれば，ユニーは，百貨店業における特定の不公正な取引方法（昭和29年公正取引委員会告示第7号。以下「百貨店特殊指定」という。）の備考第1項に規定する「百貨店業者」に該当するところ，その取引上の地位が自己に対して劣っている仲卸業者に対し，特売の用に供する商品を，その商品と同種の商品の一般の卸売価格に比べて著しく低い価格をもって納入させており，これは，百貨店特殊指定の第4項に該当し，また，その取引上の地位が自己に対して劣っている納入業者に対し，百貨店特殊指定の第6項ただし書に規定する場合に該当しないにもかかわらず自己の販売業務のためにその従業員等を派遣させて使用しているものであり，これは，百貨店特殊指定の第6項に該当し，さらに，前記第1の1及び4の事実によれば，ユニーは，自己の取引上の地位が納入業者に対して優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に，納入業者に対し，自社の棚卸し作業のためにその従業員等を派遣させることにより経済上の利益を提供させていたものであり，これは，不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）の第14項第2号に該当し，いずれも独占禁止法第19条の規定に違反するものである。

平成16年12月9日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 小林 惇

委員 柴田 愛子

委員 三谷 紘

委員 山田 昭雄